

平成20年9月宮崎県定例県議会
商工建設常任委員会・
環境農林水産常任委員会
合同審査会会議録

平成20年10月2日

場所 第4委員会室

平成20年10月2日（木曜日）

午後3時32分開会

会議に付託された議案等

○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査

○環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査

○その他報告事項

・予定価格の事後公表の試行に伴う工事費内訳書の取り扱いについて

出席委員（17人）

商工建設常任委員会

| | |
|---------|---------|
| 委 員 長 | 十 屋 幸 平 |
| 副 委 員 長 | 河 野 安 幸 |
| 委 員 員 | 坂 元 裕 一 |
| 委 員 員 | 水 間 篤 典 |
| 委 員 員 | 濱 砂 守 守 |
| 委 員 員 | 外 山 良 治 |
| 委 員 員 | 武 井 俊 輔 |
| 委 員 員 | 河 野 哲 也 |

環境農林水産常任委員会

| | |
|---------|---------|
| 委 員 長 | 宮 原 義 久 |
| 副 委 員 長 | 黒 木 正 一 |
| 委 員 員 | 外 山 三 博 |
| 委 員 員 | 坂 口 博 美 |
| 委 員 員 | 蓬 原 正 三 |
| 委 員 員 | 野 辺 修 光 |
| 委 員 員 | 満 行 潤 一 |
| 委 員 員 | 松 田 勝 則 |
| 委 員 員 | 長 友 安 弘 |

欠席委員（1人）

商工建設常任委員会

| | |
|-----|-------|
| 委 員 | 星 原 透 |
|-----|-------|

委員外議員（2人）

| | |
|-----|-----------|
| 議 員 | 丸 山 裕 次 郎 |
| 議 員 | 外 山 衛 |

説明のため出席した者

環境森林部

| | |
|------------------------------|---------|
| 環 境 森 林 部 長 | 高 柳 憲 一 |
| 環 境 森 林 部 次 長 (総 括) | 森 山 順 一 |
| 環 境 森 林 部 次 長 (技 術 担 当) | 寺 川 仁 |
| 部 環 境 森 林 課 長 兼 | 飯 田 博 美 |
| 自 然 環 境 課 長 | 飯 干 利 廣 |
| 森 林 整 備 課 長 | 徳 永 三 夫 |

農政水産部

| | |
|------------------------------|---------|
| 農 政 水 産 部 長 | 後 藤 仁 俊 |
| 農 政 水 産 部 次 長 (総 括) | 西 田 二 朗 |
| 農 政 水 産 部 次 長 (農 政 担 当) | 伊 藤 孝 利 |
| 農 政 水 産 部 次 長 (水 産 担 当) | 太 田 英 夫 |
| 部 農 政 企 画 課 長 兼 | 岡 崎 吉 博 |
| 農 村 整 備 課 長 | 矢 方 道 雄 |
| 漁 港 漁 場 整 備 課 長 | 那 須 司 |
| 漁 港 整 備 対 策 監 | 今 西 宏 美 |
| 農 村 計 画 課 長 補 佐 | 村 上 悅 子 |

県 土 整 備 部

| | |
|--------------------------------------|---------|
| 県 土 整 備 部 長 | 山 田 康 夫 |
| 県 土 整 備 部 次 長 (総 括) | 濱 砂 公 一 |
| 県 土 整 備 部 次 長 (道 路・河 川・港 湾 担 当) | 岡 田 義 美 |
| 県 土 整 備 部 次 長 (都 市 計 画・建 築 担 当) | 児 玉 宏 紀 |

部参事兼管理課長 持原道雄
技術企画課長 岡田健了

事務局職員出席者

議事課主査 山中康二
議事課主査 大下香
議事課主査 大野誠一
政策調査課主査 坂下誠一郎

○十屋委員長 ただいまから、商工建設常任委員会を開会いたします。

10月1日から公告するすべての建設工事において工事費内訳書の添付が必要になったことについて、環境農林水産常任委員会と協議し、合同審査会を開催して審査いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時32分休憩

午後3時32分開会

○宮原委員長 ただいまから、環境農林水産常任委員会を開会いたします。

10月1日から公告するすべての建設工事において工事費内訳書の添付が必要となったことについて、商工建設常任委員長から、当委員会と合同審査会を開催したいとの申し入れがありましたので、お諮りいたします。

商工建設常任委員会との合同審査会の開催につきましては、商工建設常任委員長の申し出に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、連合審査会を開催す

ることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時33分休憩

午後3時33分開会

○十屋委員長 ただいまから、商工建設常任委員会・環境農林水産常任委員会合同審査会を開会いたします。

なお、本日の合同審査会につきましては、私が委員長の職務を行いますので、よろしくお願ひいたします。

本日の委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後3時33分休憩

午後3時35分再開

○十屋委員長 合同審査会を再開いたします。

公共三部の職員の皆様には、急遽の委員会への御出席、ありがとうございます。

それでは、執行部の説明を求めます。

○山田県土整備部長 県土整備部長の山田でございます。公共三部を代表してごあいさつ申し上げます。

環境森林部と農政水産部及び県土整備部のいわゆる公共三部が発注します一部の建設工事及びすべての建設関連業務に関し、10月から予定価格の事後公表の試行を実施することについて、先日の委員会におきましてそれぞれ御説明したところであります。この事後公表の試行に伴いまして、入札時に入札者から提出いただいてお

ります工事費内訳書につきましても取り扱いを変更しておりますので、本日は、この内容につきまして公共三部合同で御説明をさせていただきます。

この件につきましては、事後公表の説明時にあわせて説明すべきであったとの御指摘をいただいたところであります。その点につきましては、私どもの説明不足であり、大変申しわけなく思っております。今後、このようなことがないよう十分留意してまいりたいと存じますので、今後とも皆様の御指導のほどよろしくお願ひ申し上げます。

説明につきましては、管理課長からさせていただきます。

○持原管理課長 委員会資料の1ページをごらんください。「予定価格の事後公表の試行に伴う工事費内訳書の取り扱いについて」であります。

まず、1のところに工事費内訳書についての従来の取り扱いを記載しております。(1)の趣旨についてでございますけれども、県が発注する建設工事の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札参加者の積算努力の促進を図るために、入札者に工事費内訳書の提出を求めているところであります。

(2)に、工事費内訳書の提出を求めています対象工事を示しておりますけれども、表にありますとおり、工事の種類ごとに定める予定価格以上の建設工事について提出を求めており、例えば土木一式工事は2,000万円以上が対象となっております。

(3)に工事費内訳書の取り扱いを示しております。まず、①のところですけれども、開札後に、落札候補者が提出いたしました工事費内訳書について、その内容を確認しております。

そして②にありますように、下に示しておりますような2通以上の工事費内訳書を提出した場合などに該当する場合は、当該入札参加者の入札を無効として取り扱っております。

次に、裏面の2ページをごらんください。工事費内訳書の今後の取り扱いについてでございます。まず、(1)の工事費内訳書の提出でありますけれども、さらなる入札参加者の積算努力の促進を図りますとともに、今後の事後公表案件の拡大も視野に入れまして、10月1日以降に入札公告を行いますすべての建設工事において工事費内訳書の提出を求めることしたところであります。

(2)の工事費内訳書の取り扱いでありますけれども、1つ目の丸の従来から提出を求めている工事につきましては、取り扱いの変更はございません。2つ目の丸にありますように、これまで工事費内訳書の提出を求めていなかった前記1(2)の対象工事の価格帯未満の工事、すなわち予定価格を事前公表する価格帯でございますけれども、例えば土木一式工事の場合で250万円以上2,000万円未満の工事ということになります。しかし、いきなり入札者に負担をかけないようにするため、当分の間、原則として工事費内訳書の内容の不備を理由として入札を無効とはしないこととしております。ただし、工事費内訳書が提出されていない場合、内容が白紙である場合、または明らかに別の工事の工事費内訳書と判断される場合は、無効とすることとしております。

以上、予定価格の事後公表の試行に伴います工事費内訳書の取り扱いに関しまして御説明いたしましたけれども、今後とも、入札制度改革につきましては広く御意見を伺いながら、よりよい制度の構築を図ってまいりたいと存じます

ので、よろしくお願ひします。

なお、お手元に、工事費内訳書の例といたしましてコピーを1枚配付しておりますので、参考にしていただきたいと存じます。以上でございます。

○十屋委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について質疑はありませんか。

○坂元委員 1つだけ教えてください。内訳書が不備である、あるいはまた妥当でないということですね。つまり、発注者側の内訳書が間違っていることもありますよね。内訳書を出すでしょう。どこが違うじゃないか、ここが違うじゃないかと言ったって、応札した人たちのほうが正しくて、発注者側の積算が間違っているという違算の場合もありますよね。ということは相当なやりとりをやらなきやならないということですが、そういう場合はどうなんですか。

○持原管理課長 今の問題はまた別の問題かと思っております。予定価格の積算については、県議会あるいは業界の御意見等もいただいておりますので、今後とも適正な積算には十分努めてまいりたいと考えております。

○坂元委員 内訳書に不備があっても無効としないという、要するに事前公表の分ですね。事前公表で内訳書を見たら、擁壁工が80%を占めるのに、土工が80%を占めて擁壁工が20%を占めていたという全く目算違いの内訳書がついていても、それは有効だということですか。

○持原管理課長 それはそういうことでございます。

○松田委員 2の今後の取り扱いの（2）の部分なんですが、「当分の間、原則として」とあります、この内訳書1枚つくるのに大変企

業さん側は労力を要する、人1人を抱えなくちやいけないぐらいのことをおっしゃるところもあるんですが、よく使われるこの「当分の間」はどれぐらいの期間を見ていらっしゃるのかお教えいただけますか。

○持原管理課長 今回の事後公表につきましては、来年の3月までをめどとして、それまでの状況等を十分検証いたしまして、その状況も見まして今後どうするのか判断したいという考えでございます。事後公表を続けるのか、あるいは中止するのか、事前公表に戻すのか、それを含めてそれまでに判断をしたいと思っております。

今回の工事費内訳書につきましては、2,000万円以上につきましては従来から提出していただいておりまして、入札価格を積算する際の基本になるものだと考えております。今後とも積算努力を促すという意味で、C、Dクラスの業者さんにも提出をお願いすると。ただ、今まで提出させていなかったものについて新たに提出させるということでございますので、今の厳しい建設業者の状況等も勘案しまして、いきなり負荷をかけるのは問題があるという判断のもとに、当分の間そういう措置をとらせていただくということでございますので、事後公表の見直しの時期、3月までの状況等も見ながら判断することになるんじゃないかなと考えております。以上でございます。

○坂口委員 なぜこの委員会がきょう開かれるかということに対しての、まず考え方というか、なぜなのと思っているんですか。異例なんですよ。なぜこういうことに至ったかということについては言及が全然なかったけど。

○持原管理課長 今回、事後公表を試行するということで、そちらのほうに重点を置いておつ

て、実務的な運用上の問題であろうというふうに理解をしていた節がございます。御意見もいただきまして、これは十分説明をしておいたほうがいいという判断に至りましたので、まことに事後的で申しわけありませんけれども、今回、そういう説明をさせていただくということになったところでございます。

○坂口委員 あっち飛びこっち飛びになるけれども、これを今説明したですよね、今後の取り扱いということでの対処。僕らが知ったのは、ホームページに記載したことが始まりなんですよ。あれでは内容が違うんですね。しかしこれを議会に説明している。今のホームページはどうされるんですか。

○持原管理課長 ホームページも十分意を尽くしていない部分がございましたので、訂正をさせていただきます。

○坂口委員 訂正で済む変更ですか、その落差というか差は。解釈の差。今出しているホームページというのは、すべての工事において内訳書を提出させるようになった。内訳書がない応札については無効とするということをうたっているんです。これは間違いないですね。

○持原管理課長 今出しておりますのは、工事費内訳書の提出がない場合は入札書が無効となりますので、御留意くださいという案内でございました。

○坂口委員 とにかく内訳書を出さないと無効となるということですね。ということは、そこで解釈が2つに分かれると思うんです。見積もれば、今、松田委員からもあったように、業者はそれなりの労力と日数をかけるんですよ。それなりの技術力を持った人しかできない作業なんです、見積もりをつくるというのは。そして今度はそれが契約に至る実現の可能性といった

ら、確率の問題なんですよ、今。20社、30社応募すれば、最低制限価格調べですから、実際入れる価格というのは。実態が。そうすると30社ぐらいが常に最低制限の推測合戦をやっている。ということは30回に1回ぐらいしか契約に至らないわけですね。

そうすると、250万以上だから、300万、500万というような工事のために20回、30回専門の技術者がこの内訳書をつくる労力と経費といった膨大なもので、「限界があるから、これから先何日間で何件入札があるけれども、うちとしては1件しか応募できない。見積もりができない」という人と、これを出した時点で、「中身は問わないのか。形があればいいんなら当てずっぽうにやっておけ。見積もりせんで、予定価格が公表されているから、ソフトに入れれば大体近い数字は出る。それで最低制限価格を推測すれば、その何掛けになるから、ことごとくソフトが出したものを見直していけば近いものが出てよ」、自分ところでやるんじゃなくて、そういうものを参考に出してきた。「自動的に全部にやっておけ。確率の問題だから、30カ所応札していれば30倍確率は高まるぞ」というところで。僕らから考えれば横着な姿勢で臨む人——今のホームページですよ。それからまじめな姿勢で臨む人、まじめな者が損をするホームページなんです。そのところはどう解釈されますか。そういう解釈が正しいんじゃないですか。

○持原管理課長 今回、従来照らしていかなかった方々にも工事費内訳書を出させるというのは、あくまでも、今求められている最低制限価格付近に、予定価格を公表することによって、一律的に簡易な積算をするという方法を防ぐ手段としてそういうことを照らしているわけでございますので、今後、出してこられた工事費内訳書

の中身等も十分見せていただきて、善後策というのは当然検討していくことにしたいと思います。

○坂口委員 時間がもったいないから、趣旨に答えるように、整理して。

僕はそういうことが起こるんじゃないかと、横着者が得をして正直者が損をするようなことを誘導することになるホームページの内容じゃないかということを今確認している。

○十屋委員長 今、坂口委員からありましたことに的確にお願いをいたします。

○持原管理課長 そういうことにならないよう十分注意をしたいと思います。

○坂口委員 どうすれば注意ができますか。

○十屋委員長 そういうことにならないようということですので、坂口委員の発言に対してお答えいただければと思います。

○持原管理課長 個別の内訳書等を見せていただきて、十分その中身も分析をして、C、Dクラスの小さい業者さんの負担になっていないのかどうかも含めていろいろ検証したいというふうに考えております。

○坂口委員 僕はそういうことは聞いていない。それはその後に聞く。

今のホームページを見たときに、横着な業者ならば、予定価格に案分すれば近い数字出るんです。自分が幾らで入れようとしたときは、ソフトにかけばそれなりの経費と直工費とが出てくるんです。だから近いものになるけど、自分が入札する数字をまず持ってきてソフトでやるしかないんですよ。だから自動的に出てくるから、全部に公募しろという人は確率が高くなるわけですよ。県は、我々の技術力を高めるため、あるいはそれを検証するためにやっていることだから、自分のところでまともに積算して

いこうと、うちの社員はこれしかできんよ、現場も持っているよ、10日以内に1カ所しか見積もりできんぞとなったら、1カ所しかまじめな業者は公募してこないんです。そういうことを導くような今のホームページの内容じゃないのかということ。

○持原管理課長 今、ホームページの修正を検討しているところでございまして、工事費内訳書の提出につきましては、「10月1日以降に入札公告を行うすべての建設工事において、工事費内訳書を提出することが必要となります」。

○坂口委員 これに変えるということですね。

○持原管理課長 はい、そういうことでございます。

○坂口委員 変えればそういうことは起こらなくなるということで、一つ解決なんだけれども。

県が企業経営の命運につながるようなことをホームページでやったわけですよ、こう変えるぞと。それをまた修正するということに対しての県の信頼度の失墜、その重大性をどう認識するのか。

○山田県土整備部長 ホームページの修正につきましては、業界にそのような動搖を招くということにつきまして大変申しわけなく思っております。このような形にならないように、今後とも十分留意して取り組んでまいりたいと思います。

○坂口委員 とにかく突発的、ある日突然という形で出されたということで、議会は事後公表を求めたけれども、県の説明は、小さい業者は積算能力がないから、まず2,000万以上をやるんだ、あとは公表は事前にやるんだということで、その日まで我々の理解だし、委員会、本会議の説明でもそうだったです。僕も具体的に所管委員会で尋ねたけれども、今回、事後公表に踏み

切るのは、内訳書をつけさせている工事について事後公表に回すんだ、あとは積算能力がないんだという説明が常任委員会の場でもなされて、それを信じてきたわけです。で、突発的に起きたけれども。

そこで一つ質問なんですけれども、なぜ内訳書を出させるかというと、そういった一連の説明、それから今の説明を聞いたときに、業者の技術力を高めさせるためにという目的が主たる目的ですか。

○持原管理課長 基本的には、積算努力を促すという意味で考えておるところでございます。

○坂口委員 努力は聞いてない。能力、技術力の中の積算能力。

○持原管理課長 積算努力を促すという意味では能力も高まるというふうに考えております。

○坂口委員 能力を高めることですね。努力は、業者のこと、自分が食うことだから、努力に県がどうやるか、それは必要ないわけ。県に必要なのは技術力、そのためにこれをやることにしたということですか。

○持原管理課長 そういうことです。

○坂口委員 建設業法の起こりはいつですか。施行されたのは。

○持原管理課長 正確には覚えておりませんけれども、戦後でございます。

○坂口委員 戦後、24年なんですよ。

なぜなんですか。

○持原管理課長 従来の古い形の建設業を、戦後、新たな近代的な業界に改めるという趣旨が基本になっているものと思っております。そういうことでの許可制度が始まったものというふうに理解しております。

○坂口委員 違うんですよ。いろんなことがあって、品質が確保できなかつたり、技術がむち

やくちやだつたり、それも整理されてないから、まずそういったことで品質を確保せにやならんとかですね。公契約というものはいかに重大なものだということで、会計法一本でやってきたものに、まず業者を許可制度にする必要がある。そして業者の中身を掌握する必要があるということで、公共事業に係る契約に対しての専門的な法律が要るというのが事の起りで、そのときは、今言われたように建設業は許可制度です。それは間違いないですね。

○持原管理課長 許可制度だと理解しております。

○坂口委員 今、僕らは登録業者と聞くんです。許可業者とは聞かないんです。なぜですか。

○持原管理課長 建設業法上の許可という場合は許可でございますけれども、今、一般的に登録という言葉が使われておりますのは、入札参加資格という意味での登録という言葉が一般的に流布されているのかなと思います。

○坂口委員 あなたは公共事業の法の番人ですよ。登録制度という制度に基づいての登録業者なんです。許可制度じゃだめだから登録制度にしたんです。そのときに総合評価だ何だという、業者の質をちゃんと区分していく、そしてそれに応分の技術力なり資質を持ったところを競争の相手にするということなんです。そういったぐあいで、今、死活問題に取り組んでいるのに、執行部の姿勢がいかにいいかげんかということを——ここまで時間がないから切れども、あなた方は法を執行していく人だから、税金を支出していく人だから、まず法をわきまえて物事を判断しないと。それから、ホームページを書きかえるということで、いかに宮崎県行政がここで信用を失墜するかということの重大性を見ないと。それはここまでにしておきま

す。切りがないぐらいあるよ。

そして、次に聞きたいのは、この作業というのは、さっきから説明するように、事後公表、事前公表というのをどうするかという検討の中でやってこられたセットの作業だと思うんです、2,000万以下をどうするかというのは。協議なんかはセットでやってきましたか。

○持原管理課長 並行して検討はしておりましたけれども、当面、実施に移す段階で十分な時間がとれない部分はありましたので、公表の面で、委員御指摘のように十分でなかった面というのは反省しているところでございます。

○坂口委員 2,000万円以上は事後公表にしようと、内訳書はもうつけてるわなど。2,000万以下についてどうするか。将来、事後かな事前かな、それにはいろいろ課題があるよな、その課題をクリアするための一つとして、内訳書で技術、積算力を高めさせるか、そこで検証するかということで、2,000万以上の事後公表という議論とセットで2,000万以下の内訳書というのは議論してきたんじゃないのと聞いているんです。

○持原管理課長 セットで検討してきたところでございます。

○坂口委員 委員会への報告の時点で、セットの2,000万以下の内訳書というのが外れたわけですね。外す意志がどこかで作動した。委員会への報告書をつくる作業に入る。そしてセットで協議てきて、よしこうやろうということが決定した。その意思形成機関ですよ、どの時点で、だれがどういう発言でこれを外したのか。

○持原管理課長 そこに作為的なものがあったわけではございませんで、先ほど説明いたしましたように、運用上の問題としてそこをいきなり無効にすることはしないという考えでしたので、委員会資料を作成する段階でその辺が結果

的に欠落してしまったということでございます。申しわけございません。

○坂口委員 それには意思を決定をするまでの意思形成機関というのがあると思うんです。「委員会への提出資料をつくりましょう」、課長が指示なさいます。いろいろ担当がります。「これでどうでしょう」とあらかじめ持ってくると、「これはいいんじゃないの」「これは足りないんじゃないの」という意思形成機関があると思うんです。最初はこの資料をもとにつくれと、事後公表だと。あるいは2,000万以下はどうするかという材料があったと思うんです。原料資料が。それを最後に決裁するときには、「これとこれがやっぱり入っとかにやいかんよな」という意思形成の中で消えたのはいつなんですかということなんです。どういう理由で消えたのかというのを聞いているんです。

○持原管理課長 まことに申しわけないですけれども、そのところは運用上の問題という解釈をいたしまして、委員会のほうに余り細かいところまで御説明する必要はないのではないかと、今回の趣旨は事後公表にするというのが第一の目的でございましたので、そちらのほうに思念が及ばなかったということでございます。

○坂口委員 わからないですかね。それがそういう理由であれ何であれ、あるときまでは載ってきているんですよね。仕上がったときは消えているんです。そのときは、課長だかだれだかわからんけど、「これは運用じゃないの。だから委員会に提出資料からは外してもいいんじゃないの」とか、そこに至ったきっかけは何だったの、どの時点だったの、最後に決裁する時点で載っていたのを課長が外したのか、あるいは担当レベルで、まずたたき台をつくる時点で既に外れていたのか。外れてたとにかく最初の時点

があると思うけど、その時点では、どういう考え方をだれが発言して外したのか、それを聞いているんです。

○持原管理課長 委員会提出の4～5日前に課内レベルで検討する際に、そこは運用上の問題だからということで外したということでございます。

○坂口委員 そのときの協議簿をつくってから出して、だれがどういう発言をしたか、どういう理由で運用上の理由と判断したかというのを。今聞いたって答えられんだろうから。どういう理由で、重大じゃない、軽いことだ。

というのは、我々は事後公表を言ってきているんですよ。ところが、ある線引きをすると決めたのは執行部なんです。その理由は積算能力がないからこれなんだと。セットで我々は要求を突きつけてきているから、これは委員会での報告では重大なことんですよ。だから、きょうこうやって開いているんです。それを軽いことだと判断した人、その責任と理由を問いたいから、今この質疑をやっているけど、答えられんと思う。だから、協議簿、復命書すべて今から検証して。これは後日でいい、届けてほしい。

○十屋委員長 ほかの委員の皆さんにお諮りしますが、今、坂口委員から求められました資料提出について、委員会として求めることとするか、その御判断を皆さんにお伺いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後4時5分休憩

午後4時8分再開

○十屋委員長 合同審査会を再開いたします。

先ほど委員の皆さんにお諮りしました資料提出について、皆さんの御意見がございませんの

で、先ほど休憩中に若干お話をいただいたということで、坂口委員、よろしいでしょうか。

○坂口委員 だったらそれを説明してよ。資料出ないのなら、どこで消えたかを。どこかでは消しているわけだから、だれがどういう発言で軽く思ったのか。軽く思ったことが重大なこと。

○十屋委員長 暫時休憩いたします。

午後4時8分休憩

午後4時9分再開

○十屋委員長 合同審査会を再開いたします。

先ほど坂口委員からありました資料要求に対して、委員の皆さんのが決をとりたいと思いますが、よろしいですか。

暫時休憩いたします。

午後4時9分休憩

午後4時11分再開

○十屋委員長 合同審査会を再開いたします。

先ほど坂口委員からありました資料の提出をお願いいたします。

○坂口委員 先ほどの登録は制度ですね、建設業法の改正で。許可だけではだめだ、登録すべきだ、500万以上の公契約を行う業者については云々、知事にどうだ、あるいは経営事項審査を受けてランクづけどうだという。また小さいものがそれに付随して出てくるわけですけれども。なぜ登録制度になったのか。登録のときは、どういうことで判断して登録の可否を行政はやっているのかというところはどうなんですか。なぜ許可制から登録制になったのか。登録制度の求めているものは、登録に際しての条件というものがあると思う。

○持原管理課長 先ほども説明したんですが、私、不勉強な面があるのかもしれませんけれど

も、建設業法上許可制度というのができておりまして、それを県のほうの入札参加資格という意味で、登録というふうに一般的には言われているのかなと。その趣旨といたしましては、多数の入札参加希望者を一定のランクごとに分けて、工事の発注金額等に応じて発注者として効率よく適正に発注していく趣旨であろうというふうに私は思っております。

○坂口委員 そのときの登録の流れ、例えば、さつき言われたように工種なり、それに応じて効率よくというときに判断する、そして申し込んだものすべて、建設業やりたいから登録してくれということになりますか。それとも登録を満たすための条件というのではないですか。それなら許可制度でよかったです。

○持原管理課長 登録の前提としては、建設業法の場合であれば許可が前提になっておるというふうには理解しておりますけれども。

○坂口委員 今のを聞いていると、だれでも希望すれば許可を持っている人は登録できるのかなとかいうのが一つ解釈がわからないのと、そもそも許可制度をとったのに、許可だけで済むはずなのに、なぜ登録制度が後発としてまた改正がなされたのか。その登録制度をつくるざるを得なかつたことは何なのかということと、登録するためにはいろんな判断基準を県はお持ちでしょう。具体的には、技術に対しては問わないのか問うのかということです。

○持原管理課長 前提として、まず、建設業の場合は許可が必要ですよと、県の入札参加資格を認める際には、一定の建設業法に基づく経営事項の審査、いわゆる客観的事項でございますけれども、これを今のところ7割判断しております、主観的事項と申しまして、御案内のように県工事の成績とか、県の独自の基準でもつ

てそれを入札参加資格を総合点で反映して、それを格付して発注していると。その際には技術者の要件とか当然入っておりますので——技術だけではございませんけれども、技術もその要素の一つになっているものと理解しております。○坂口委員 ということは、見積もりもできないようなのがいるからというようなことがありますか。だから、見積もりの積算力を高めてもらうために、あるいは積算力がどういう状況にあるかを検証して、それで事前、事後を判断するなんていう説明だったけど、すべてじゃないかもわからんけど、そういうのを検証して、事後公表も視野に入れながら、そのためにもこれをやっていくんだと言うけど、技術は持っていることが前提ですよ。登録をされて主観点、客観点、X、Y、Zの項目に分けて技術力の中にもいろんな視点からシビアにやっていて、登録してもいいな、この工事なら契約の相手にしてもいいなという仕分けをしているわけです。改めてそこで積算力の検証をしながら事後、事前のこんな大きな問題の判断材料のためにこんなことを突発的にやる必要があるのか。今までそういうものは伴ってもない人が登録から外れるのが当たり前であって、今まで大ざっぱにやってきたことを県が認めて、これじゃいかんからというようなことで急遽、慌てていると言われても仕方のない説明じゃないですか、今のは。

○持原管理課長 御承知のように、建設業許可を受けている業者さんのうち、県のほうの入札参加者を認めておるというのは、またその中で希望があった者の中から一定の基準をもって判断して資格を認定しているところでありますので、許可業者すべてが県工事に希望するという状況でもございません。市町村の工事に行く人

もいるでしょうから。そういう面での落差というのはあるのかなと思っております。

○坂口委員 余り理解できんのだけれども、県の入札に参加する人は、それなりに県はチェックをしてぴしゃっと内容を吟味して登録をしますよ。一つの判断基準を持って業者は登録しているんですよ。その人たちを相手に入札させているんですよ。そのための登録制度なんですよということなんです。だから、その中で技術力がないだ、積算もできないだということがあるということ自体がおかしいけど、今までこういうことがなかったのは、事前、事後じゃなくて、一般競争入札を導入したからそういうことをする必要が出てきたんじゃないんですか。指名のときは事前にわかっているから心配ない人だけが参加するけど、だれが来るかわからん。だから、一般競争入札ということをとったから出てきた、内訳書だ、やれヒアリングだ何だじやないんですか。事前、事後にするための内訳書なんですか。そこはどうなんですか。

○持原管理課長 今回、内訳書を照らしているのは、15年4月から試みとして照らしているところでございますので……。

○坂口委員 10月1日からでしょう。

○持原管理課長 従来とておりました2,000万以上の工事につきましては……。

○坂口委員 違う。

○十屋委員長 ちょっとお待ちください。

○坂口委員 待ってじゃない。僕の質問に答えてないから。僕は2,000万以下の話しているんだから。

○十屋委員長 今から答弁されると思いますので、ちょっとお待ちください。

○持原管理課長 15年4月から試行的に実施しているところでございますので、その際には当

然、指名競争入札が前提でしたので、一般競争入札に拡大したから云々ということは直接的には関係ないと思っております。

○坂口委員 内訳書、2,000万以下について15年から試行しているということですか。

○持原管理課長 2,000万以上でございます。

○坂口委員 だから僕は2,000万以下を話しているって。時間の無駄だからとめたんです。

○十屋委員長 委員会の日程案のとおり進めたいと思っておりますが、坂口委員、よろしいでしょうか。

○坂口委員 いや、やっぱり解決しなきやだめですよ。これは重大な問題ですよ。

○十屋委員長 それでは、このまま委員会を継続することでおろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○十屋委員長 それでは、そのように取り計らっていきたいと思います。

ほかに委員の発言がありましたらお願いします。発言はないですか。

では、課長、先ほど坂口委員から言われた質問に対して答弁を求めます。

坂口委員、もう一度お願いできますか。

○坂口委員 登録制度をやっていて、指名制度だったら、事前に、この業者ならしっかりとしますよね、心配ありませんよね。だから指名制度を続行しておれば、まさか内訳書を、技術力を見るためとか高めるために試行するなんてことは必要なかったんじゃないですか。一般競争入札を導入したから、どんな業者がどういう技術力を持ってどの工事に挑んでくるもわからない。だから、なるだけ技術力をそこでチェックして、間違いない業者かどうかチェックしていく必要があるからやっているんであって、先ほども言うように登録制度とか建設業法とか

いろんな縛りの中では、まず一般論としてはそれなりの業者ですよという人が登録されています。しかしながら、個々の業者になると、本当にすべてがそうかは、その時点その時点でわかりません。そのために、内訳書は一つのそれを判断する基準なんですよ。だから、白紙だったら技術力が全くゼロだからそれはだめだよとか、よその現場のを持ってくるようじや、それは絶対自分ところじやないからだめと明らかに立証できるから、それは排除するんだと。技術力がないと見て排除するんだということじやないの。だから、これが指名制度でなくて一般入札制度になったから出てきた必要性じやないのということです。技術力は本来ある人たちを選ぶのが指名競争入札だったと理解しているからですね。

だから、事後公表するか事前公表にするかのための検証としてやるんだったら、それは違うんじゃないのということなんです。それが必要だから、事後公表を視野に入れて今後何かを検証したいとなるならば、これをやらなきゃならない必要性が出てきたということなのですか。そうじやなくて、一般競争入札をやってきて、事前、事後というものを今頭から外しておいても、やらなきゃならない作業として出てきたんじゃないの、一般競争入札への改正が内訳書の必要性を生んだんじゃないのというんです。

○持原管理課長 繰り返しの答弁になりますけれども、2,000万以上の話で恐縮でございますが、十分見積もりがないままに入札をする業者さんがいらっしゃるということで、15年4月から2,000万以上の工事について内訳書をとってきた経緯がございますので、今回もそういうことで、下の業者さんにもそういう努力を促すという意味で新たに照らすと。ただし、そのところは急激な負担になるといけないので、アウト

にはしないよということでございます。

○坂口委員 15年から試行してきたときに、一般競争入札に変わった時点でとそれまでの時点でとの各社の内訳書。15年というと、予定価格は事前公表じゃなくて事後公表だったと思うんです。事後から事前に変わって2,000万以上になってきていると思うんですけど。まず、予定価格を伏せておいて2,000万以上をとっていた内訳書と、事前公表にして2,000万以上の内訳を求めたきた内訳書と、一般競争入札になってから2,000万以上の試行してきた内訳書との大きい特徴、違いというのはどこに何を感じますか。

○持原管理課長 15年4月から事前公表を試行したわけでございますので、それに合わせて内訳書を照らすようにしたと。その後の変化といふのは特に大きくはないものと考えております。

○坂口委員 これは推測するに、今までの僕らに提供された情報からいくと、一般競争入札以前は、かなり入札価格に差があった。ということは工事費内訳書には幅がありました。ところが、一般競争入札になってからは応札額がほとんど最低制限価格に近づいてきた。だから、内訳書が物すごく狭くなりましたと、ほとんど似通ってますということで理解しているんですけど、そうなってないですか。

○持原管理課長 結果といたしまして最低制限価格に近い入札が増加しておりますので、おっしゃるような傾向にはなっておろうかと思います。

○坂口委員 さてそこで、技術力、積算力をどう行政は判断するかということです。どう判断されていますか。個々の技術力がそれから判断できますか。あんたのところは積算力があるな、あんたのところはないな。そうじやなくて、あんたのところは推察力があるな、制限価格ぎり

ぎりに推察したな。そうじやないんですか。

○児玉県土整備部次長 今の坂口委員の御質問は、業者さんが工事費内訳書を出してきます。それを見て、その業者さんが技術力、積算力があるかどうかを行政としてどう判断しているかという御質問でございますね。まず、私どもが積算した設計の積算内容がございます。それに対して業者さんがそれぞれ出します。それを全部見比べまして、例えば、本来あり得ないような積算をしている分があると思います。そうしたときに本当にそこに対して内容がわかつているのかどうか、そういうもののを見ながら、業者さんが確かになるほどちゃんと積算しているなというのをオーダー的にチェックをやっているとか。あるいは工事費内訳書を出させる目的には、もともとは談合してたんじやないかとかいうのもございました。ある業者さんが全く同じ工事費内訳書を出してきていた場合には、どこかの業者がつくったのをほかの業者はただコピーしているだけじゃないかとか、そういうのにも使ったりしてたわけです。最初の話に戻りますが、技術力、積算力という部分では、こちらが積算した内容と比べて業者さんの積算がどうかというところから、そういう力があるかどうかを判断しておるところでございます。

○坂口委員 それで、指名競争入札時代、事後公表は試行してなかったということですから、事前公表になってからも指名の時代ですよね、指名の時代と一般競争入札になってからの内訳書との違い。今言わたったような観点から、積算力があるのかどうかな、談合があるのかな。談合なんていうのはそれからやっていて、それがこれじゃばれるぞとなつたことで、それからさつとなくなつて数字をちよんちよんと入れかえたと思うです。そういうことがあっていれば。

その違いが今どうですかということ。だから、指名から一般に切りかえた後の特徴ということはどう感じられますか。僕の推測では、一般競争入札になってからは、内訳書もほとんど、金額は一緒じゃないにせよ近づいてきてないですか。独自にやつたものだなと思うけれども、近づいてきてないですか。内訳書にはらつきがないんじゃないですか。

○児玉県土整備部次長 申しわけございません。私、一般競争になってから直接自分でチェックしたことがないものですから、これは想像でしかございません。恐らく実態としては、先ほどから委員おっしゃるように、最低制限価格をねらったような入札になっている実態はあろうと思いますので、それに近づけるように——もともとちゃんと積算するんでしょうけれども、それだと最低制限に近くない。最低制限に落とすためにそれぞれに率を掛けたりするのか、あるいは諸経費で調整するのか、そんなことをやられていると思います。そういうのを見た場合に、先ほど申しましたけれども、極端に突拍子な数字が出ているかどうかというのでチェックはできると思うんですが、申しわけございません、実態のところは把握しておりません。

○坂口委員 先に進まんから、僕の推測が正しいと思わせていただいて、これは何ら間違いないと思うんです。競争入札になってからは小数点3位、4位探りですから、そこに合わせざるを得ないですよね。最初は正直に積算していくて、これじゃとても落札できんから全部を減らしていくてやれるかという直工に近づけていくて、それでもとれないとなれば、結果的にその作業は無駄だから、予定価格をソフトにかませれば、経費だって何だって、積み上げを別にすれば率計算じゃないですか。大まか出るから、

あわせつけるというもので持ってきたって、何らこちらは技術力あるないの判断に至るような差は出ないじゃないですか。ということはそういうことをやっているように流れとしてなっているはずだと僕は推測するんですけど、その推測は一般的には間違いないでしょうね。これにだけでも答えていただかないと前に進まない。

○児玉県土整備部次長 私も推測でしかありませんが、委員がおっしゃるとおりだと思います。

○十屋委員長 坂口委員、簡潔にお願いします。日程の時間の調整もありますので。

○坂口委員 こちらに言って、簡潔に正しくというのは。説明が悪い。

○十屋委員長 執行部のほうも的確な御答弁をお願いいたします。

○坂口委員 今のを踏まえた上でこれから検証していくわけですよ。積算力が検証できますか、管理課長。

○持原管理課長 私が検証と申しましたのは、予定価格を事前公表にしますと不落という事態も予想されますし、入札不調というのも予想されますので、その辺の状況等も検証するという意味で、技術力だけということではございません。そもそものそういう事象を検証するという意味でございます。

○坂口委員 事前公表にすると不落が生じるということは、見積もりもとった結果、県の見積もりはとんでもねえぞと、大赤字だ。これは設計漏れがあるが。じゃかい手を出さんわ、赤字が出るということで。検証は自分自身を検証することじゃないんですか。

○持原管理課長 私どもそういうことはないというふうには思っておりますけれども、積算上の十分でない点、その辺も出てくる可能性もありますので、そういう事案については的確にそ

の積算を分析してまいりたいというふうに考えております。

○坂口委員 今の認識があつたら大間違いですよ。何十社が一般競争入札で来るんですよ。すべてが積算力がなければだけれども、県が示した金額が、設計漏れだ、あるいは解釈違いでの予定価格で赤字という判断ができる限りは来るんですよ。当たり前のものを80%で来てるんですよ。100%ででも行くじゃないですか。だれも来ないというのを、「私どもの解釈はそうでない」というような、そんなかたい頭持つてたら大問題ですよ。「我々も間違があるかもしれませんから、我々は不落があったら検証する」というのが。これは事務方ではわからないかもしれない。部長、どうですか。

○山田県土整備部長 入札不調につきましては、当然、予定価格の積算に誤りがないかどうか、それはチェックいたします。チェックした上で大きな誤りがあれば、それをやり直して改めて入札するということになろうかと思います。

○坂口委員 順位とか可能性とかの問題として、まず反省でしょう。だれも公募してこないというのは。業者がおかしいんじゃないかと考えること自体がおかしいですよ。うちは何か間違ってないかと最初やるのが。一般競争入札ですから、指名じゃないんですから。仕事がない中ですから。だから、今の部長の答弁が正しいですよ。管理課長のは間違いますよ、県に間違いがないという基本スタイルと、県だって間違うことがあるというのは。ここは強く要望しておきます。管理課長は頭を切りかえるように。大丈夫ですね。

○持原管理課長 私の説明で不十分な点がありました点はおわびいたします。基本的にはそういう考え方でございます。部長と一緒にございま

す。

○坂口委員 こういうことがいっぱい起こり得ますよね。とにかく矛盾点が今ありますよね。業者だって、自分らがこれは大丈夫だと登録させたのが、どんなのがおるかわからんとか、現実的にそういうことが起こってきている。そして設計漏れが県のほうにあったかもわからんと、起こってきているということで、これはお互いの技術に問題を含んでないとも言えないという解釈なんですけれども。

特に今度は総合評価方式をそんな中でまたやっていかれるわけでしょう。総合評価方式の中で、しかも技術だの創意工夫だの高度なものを求められるようになった。そして契約相手を決定する権利を持った。多面的な評価から契約を、金額だけじゃなくて。だから、極めてシビアな数字的な客観性じゃなくて、総合的な判断で契約相手が選べるという入札制度を実行されているわけですね。そうなると当然、心配される正確性とか公平性の担保の面、あるいは品質確保の面から、事前に発注者側は、その業者がどういう業者であるのか、大丈夫であるのかどうかといったことについて、高度な技術まで含めた審査ができるように努めなさいというのが大前提でしょう。どの業者が来たって大丈夫な業者しか来させないよ。この業者はだめだ、これはだめだよ、それを事前に発注者側がつかむというのが、今の法律の求めていることじゃないんですか。

○岡田技術企画課長 総合評価では、この業者だったら大丈夫というところを実績で求めておるところでございます。それがまた工事の成績であったりするわけでございます。

○坂口委員 ですよね。だから心配なのは、今までやってきた入札に対して業者も把握できて

いない。そしてひょっとしたら自分らも間違うかもわからん。現に不調が起こっていて、不調は過去何度も起こっているわけですから。今認められたように、第一義は自らの反省材料とするのが当たり前だなということは、県の技術にも問題が含んでるなということを今部長は答弁されたわけですよ。そんな中で、今言われたように今度は総合評価なんて、過去の実績から何から見て、この業者はこれだけの価値ありということを——法律は、入札の前もってそういうことが判断できるような体制を整備しておきなさいというのを発注者側に求めているんですよね。間違いですか。

○岡田技術企画課長 応札者に実績を求めて、その資料に基づいて判断しているところでございます。

○坂口委員 しかも原則は、それを入札執行する前に事前審査なんですね。今、事後審査やっておられるけど。そういうぐあいで、技術力が足りない、人が足りないという実態がある中で、今のようにこんなことをぽつとやって、終わった後に急遽、きょう常任委員会を開かれるような、説明不足だやれ何だと、問題点を含んでいたからホームページまで書きかえなきゃならんとかいうような事態でしょう。そういうことを我々はだめだと、繰り返すなということでおびたび申し入れてきた。そして管理課長が今言われた、こういった入札制度だ、指名に係ることだといういろんな作業をやる最高責任者を副知事をトップとしたと説明されたけど、その副知事は、こういう不手際があつて申しわけなかったと、今後は、こういったことについては事前に議会とも十分意見の交換を図った上でこういうことが起こらないように気をつけますから、その協議の場を設けてくださいと申し入れ

てきた、その日にこれをやっているんですよ。副知事からそういう指導がありましたか。こういうことにして意思確認というのは議会としつかりやれよというのがありましたか。

○持原管理課長 そういう個別の話ではなくて、従来から、議会のほうへの十分な説明というのを指揮されているところでございます。

○坂口委員 それでだめだったから、今度は、あなた方の会派とはこの部屋で話しますというところまで申し入れてきたんですよ。その機会を与えてくれと。今まで努めたけどだめだと。また議会に失礼なことをしてしまった。あるいは世間を騒がせてしまった。だからこれを改めるからと言ったその日に、こういうことをまたやったんですよ。だから、そこらがどうなっているのか、そこらのところをじっくり副知事と話してほしいというのが一つ。

今度は公共三部内ですけど、僕がこのことを問題に思ったのは、業者さんから、「一体どうなっているの。10月1日から内訳書らしいよ」ということについてきたけど、あなた方が契約の相手とする業者さんがそのことを知らなかつたということに対して、一体どうやって周知を図ってきたのか。あるいは業界に対してその心構えをどうさせてきたのかというのはどうなんですか。契約の相手方になる建設業者に。

○持原管理課長 業者さんに対しましては、一つは、土木事務所単位に協会に対する説明会を随時、9月中旬から開始させていただいて、ほぼ終わっておるところでございます。個別の業者さんへの周知も必要ということで、直接、電子入札のダイレクトメールでその辺の内容を全業者さんにお知らせしたところでございます。

○坂口委員 それはいつやられて、先方にどの時点でおれぐらい伝わったと把握されています

か。結構聞くんですよ、「こんなことになった」というのは。

○持原管理課長 2,500業者でございましたけれども、メールでお知らせしたのは9月30日でございます。

○坂口委員 それは準備が必要ですとかいう日にちじゃないですよ。前の日ですよ。ホームページに出した日ですよ。だから、そういう感覚が間違いで、こういったことはかなり早い時点から——聞くところでは、契約担当に説明したのが16日でしょう。契約担当に説明するときは、同時に少なくとも地区協会ぐらいには説明しておくべき。完全に決定したことを契約担当に説明するわけでしょうから。農政、林務そこらは契約担当には説明されたんですか。

○持原管理課長 16日の発注事務担当者会議につきましては、公共三部合同ということで開催させていただいております。

○坂口委員 そこで、少なくとも業者に対してどうしなさいという指示とか指導はなかったんですか。

○持原管理課長 発注事務の担当者会議でございましたので、電子入札等の細かい事務手続の説明でございましたので、各土木事務所単位ごとに所長さん等に説明をして、協会等への説明をお願いしたところでございます。

○坂口委員 具体的には何日の日にどういう指示・説明をしたんですか、土木事務所長に。

○持原管理課長 土木事務所長会議につきましては、9月5日に内容についての説明をし、個別的には9月12日ぐらいから各土木事務所単位で説明をしたところでございます。

○坂口委員 土木事務所長に、協会に対して、あるいは個々に対して責任持ってこう伝えてくださいよという指示はいつの時点でやったのか。

それが9月5日だったわけですね。そのときに業界、業者に対しての周知方は各出先の土木事務所で責任持てということで、本課なり何なりではなかったわけですね。土木事務所にその責任は持たせたってことですね。

○持原管理課長 9月12日段階でホームページ等での周知というのは本庁のほうで分担しましたけれども、各土木事務所ごとの協会への説明は、各土木事務所単位でお願いしたところでございます。

○坂口委員 それは何日までに終わらせたんですか。

○持原管理課長 一部事務所を除きましてほぼ終わっておるところでございます。

○坂口委員 ほぼって、もう始まっているから終わっていないのはおかしいけど、何日までにどの事務所がどうしてきて、一部事務所が残っているというはどういう状況なんですか。それを聞かないと。

○持原管理課長 9月12日に日南土木事務所を皮切りに順次説明をいたしまして、29日までにほとんどの事務所を終わっておりますけれども、高鍋土木事務所だけ、日程の都合がつかずにつままだ開けておらないというふうに聞いております。

○坂口委員 だから問題ですよね、土木事務所にこんな重大なことを任せていくなんて。そして何日までにやれ、どういうことをやれといって文書で渡したならまだいいんですけども、土木部長名なり、あるいは副知事名なり。知事名ですよね、本当は。これは指揮系統上どうなんですか。9月12日に早いところはやった。9月5日には所長あたりに話している。遅いところは日程もとうとう組めなかった。9月5日にこのことを指示していれば日程組めたかもしれないんじゃないじゃないですか。

○持原管理課長 今回、建設業者の皆さんのが非常に厳しい状況も出ておりましたので、10月1日施行というのを位置づけて、事務的に準備期間が十分でなかったという点は認識しているところでございまして、そういう面は反省しております。今後ともそういう改善には努めていきたいと思っております。

○坂口委員 そこらも大切だけど、問題は、こういった重大なことを重大でないと受けとめたところをまず反省していただくことと、重大なことについては各土木事務所を集めてああだこうだと説明して——これは命令指揮がしっかりとしない証拠ですよ。何日までにどういうことをだれに伝えろということが。だからこんなことになったと思うんですよ。業者だって、「どうや、ちょっと日にちあいちゃん」ぐらいだったら「忙しい」と言うけど、「入札の失格に係る重大なことなんだから日にちをとってくれ」と言えば、「きょうでもいいですよ」ということになると思うんですよ。だから、これは責任持つてちゃんと平等に伝わるようにしないと、これは大変大事なことですよ。こここのところも反省すべきと思うけれども、これは部長が答えてください。

○山田県土整備部長 委員、御指摘のとおりだと思っております。本当に反省しております。今後、制度改革を進めていく中で同様なことが二度と起こらないように、特に関係業界、議会はもちろんござりますけれども、周知の仕方について十分留意してまいりたいと思っております。申しわけございません。

○十屋委員長 質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、以上をもって終了いたします。

執行部の皆様には御苦労さまでした。

暫時休憩します。

午後 4 時51分休憩

午後 4 時53分再開

○十屋委員長 合同審査会を再開いたします。

まず、委員長報告についてであります。

本日の内容に関する委員長報告につきましては、商工建設常任委員会の委員長報告において行うことで御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○十屋委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の内容に関する委員長報告骨子(案)についてであります。

項目として特に御要望はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後 4 時53分休憩

午後 5 時 1 分再開

○十屋委員長 合同審査会を再開いたします。

委員長報告の内容につきましては、部長答弁を主として、内訳書のあり方について正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○十屋委員長 そのほか何もありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○十屋委員長 それでは、以上をもって合同審査会を終了いたします。

委員の皆様には本当にお疲れさまでした。

午後 5 時 1 分閉会